

第16回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月25日(火)午前9時00分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(8名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、5番 勝見 和彦

6番 市川 博幸、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 会期の決定

第4 報告第28号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第5 報告第29号 農地転用制限の例外にかかる届出について

第6 報告第30号 農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について

第7 議第 91号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第8 議第 92号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第9 議第 93号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について賃貸借権の設定)

第10 議第 94号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第11 議第 95号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用賃借権の設定)

第12 議第 96号 農用地利用集積計画に対する決定について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、事務局長補佐 高橋光好、主査 竹田智弘、主事 淀野拓也

主事 玉田 絵里子

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第16回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、8名であります。

欠席届のあった委員は、議席1番鈴木秀男委員、議席7番船山マサエ委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席3番高橋孝博委員、議席4番佐々木一宏委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記につきましは事務局職員より、高橋事務局長補佐並びに玉田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第28号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程します。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

1ページをご覧ください。報告第28号、令和3年4月27日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転については0件、利用権の設定について、4月再設定件数が35件、田305, 600. 9m²、畑2, 682. 83m²、利用権設定合計が35件、田305, 600. 9m²、畑2, 682. 83m²。利用権の移転について、4月利用権移転件数合計11件、田63, 781m²、詳細につきましては、後の農用地利用集積計画に対する決定についてで報告いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので、次に進めます。

日程第5、報告第29号、農地転用制限の例外に係る届出についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

17ページをご覧ください。報告第29号、農地転用制限の例外に係る届出について、申請件数は別紙18ページのとおり2件ございます。内容につきましては、認定電気通信事業の用に供する一定の施設については、農地法施行規則第29条第16号及び第53条第14号の規定により農地転用許可は不要とされています。ただし、このうち中継施設、いわゆる携帯電話基地局、アンテナのことですが、農業上の土地利用との調整を図ることとされており、事業計画書の提出が必要となります。

この度2件の届出がありましたので報告いたします。番号1番申請者、楽天モバイル株式会社、所有者●●、土地については西大塚字岡五2856-1、地目田で449m²のうち2.25m²です。土地の使用目的は携帯電話基地局となります。2番、申請者楽天モバイル株式会社、所有者●●、場所については、大字洲島字五町五反6270-1、地目は田で749m²のうち1m²です。こちらも使用目的は携帯電話の基地局になります。現地確認については、令和3年5月17日に船山委員、阿部委員と共に現地を確認してきました。別添資料2として農地転用制限の例外の冊子をお渡ししておりますが、概要等記載がありますので後ほどご覧いただきたいと思います。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、報告第30号、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 淀野 拓也

お配りした追加資料をご確認ください。報告第30号、令和3年5月25日、農用地利用権設定等調整会議及び農用地あっせん調整会議審議結果報告について、所有権の移転について5月申し出件数1件、田15,526m²、個人への調整決定件数1件、15,526m²、所有権移転合計が1件で田15,526m²となります。報告28号と同じになりますが農用地利用集積計画に対する決定についてで詳細について報告させていただきます。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第7、議題91号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 絵里子

19ページをご覧ください。議第91号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があつたので受理、不受理を決定されたい。令和3年5月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は4件です。番号、申請人、場所、契約の内容、付記の順で読み上げます。1番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字大塚字犬川向29-1、畝963m²、令和3年2月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後自作するものです。2番公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、●●、内容は1番と同じです。3番●●、公益財団法人やまがた農業支援センター理事長若松正俊、大字玉庭字水口沢7130-21、田5,421m²、平成27年12月28日から10年間、10a借賃●●円、解約後自作するものです。4番公益財団法人やまがた農業支援セ

ンター理事長若松正俊、●●、内容は3番と同じです。なお1番、2番の案件につきましては、令和3年2月28日からの契約ということで、契約を結んだばかりですが、●●が離農ということで、全筆●●さんへ中間管理で貸し付けをする手続きをしたわけですが、畑については自作するということで今回の解約という内容になっております。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を受理することに決定いたします。

日程第8、議題92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 恵理子

議題92号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があつたので委員会の可否を求める。令和3年5月25日提出、川西町農業委員会会长名。申請件数は2件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。なお譲渡人の耕作面積、譲受人の耕作面積の欄については、本契約を結ぶ前の台帳上の譲渡人、譲受人それぞれの自作地、借り受地を記載することに整理したところです。1番●●、●●、大字時田字相馬山2778、田1, 823m²計田4筆4, 379m²、贈与、受贈です。なお本案件は同一世帯であり、所有者からお孫さんに贈与するものとなります。2番●●、●●、大字大舟字鉢在家924-1、田686m²、計田3筆1, 152m²、畑2筆327m²、贈与、受贈です。以上今回の申請について、譲受人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当していません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

初めに番号1番の件について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博委員

番号1番について、5月20日に推進委員遠藤委員が現地調査をしております。今回の申請は、贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思ひ

ます。

議長 大沼 藤一

次に番号2番の件について、議席4番佐々木一宏委員より報告願います。

委員 佐々木 一宏

番号2番について、5月16日、推進委員後藤昌弘委員と私が現地調査をいたしました。今回の申請は、贈与、受贈です。譲受人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第9、議第93号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 玉田 恵理子

議第93号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があつたので委員会の可否を求める。令和3年5月25日提出、川西町農業委員会会长名、申請件数は2件です。番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。1番●●、農事組合法人たかだ代表理事齋藤敏行、大字堀金字四ツ家700-1、田3, 929m²、計田2筆4, 179m²、経営規模縮小、経営規模拡大です。2番●●、●●、大字洲島字六百苅6932-1、田7, 241m²、計田3筆19, 810m²、貸し直し、借り直しです。なお本案件は、これまであっせんでの契約で、賃借人の父と契約したいましたが、賃借人の死亡及び契約期間の満了により、今回の申請者名で契約し直すものとなります。賃借人の耕作面積がゼロとなっておりますが、これは契約満了により一旦地主に台帳上の耕作者が戻るため、このような記載になっております。

以上今回の申請について、賃借人は農機具一式を所有し、農作業従事日数も150日以上であり、権利取得後の面積も30a以上ですので、農業者の要件を満たしております。よって、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、各担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
初めに、番号1番について、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番について、5月14日に斎藤推進委員が現地調査をしております。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

次に、番号2番の件について、議席9番新野勝廣委員より報告願います。

委員 新野 勝廣

番号2番について、5月23日に推進委員の内山委員が現地調査をしております。今回の申請は、貸し直し、借り直しです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a借賃●●円は妥当だと判断します。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求める。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第10、議第94号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

22ページをご覧ください。議第94号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から農地の転用に伴う所有権の移転について、許可申請があつたので知事に送付の意見をさせられたい。令和3年5月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。1番譲渡人●●、譲受人株式会社藤島建設代表取締役藤島英一、大字上小松字美女木1151-5、登記地目は田で現況畑になっています。地積は1,000m²、使用目的は資材置場で、付記として、

申請地を譲り受けて資材置場とするものです。別添資料1の農地転用補足資料により補足させていただきます。別添資料1の3ページをお開き頂まして、この部分が今回の申請地となります。農地区分は第3種農地と判断します。土地利用計画図については5ページのとおりです。建設用の資材置場とするための申請です。現在の資材置場を廃止して、今回申請地に移転する計画です。事業費は●●万円で、全額自己資金で調達する計画です。残高証明書により確認しております。排水同意の必要はありません。雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、現地調査等の結果について議席8番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部 つや子

番号1番について、5月17日に、船山委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、上小松地内にある第3種農地の田であり、資材置場とするための申請です。転用後の造成については1mの盛土を行いますが、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第11、議題第95号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

23ページをご覧ください。議題95号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があつたので、知事に送付の意見を寄せられたい。令和3年5月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。1番、貸人●●、借人●●、●●、大字吉田字地蔵堂2897-1、畠436m²のうち176m²、計畠3筆407m²、使用目的は一般住宅で、付記として申請地を借り受け住宅を建設するものです。2番●●、借り人サンワコムシステムエンジニアリング株式会社東北支店、大字西大塚字岡五2856-1、

田449m²のうち88.77m²、使用目的は工事用の仮設用地として一時転用になるものです。付記として申請地を借り受け、携帯電話無線基地局建設工事のための工事車両駐車スペース、また、資材置場として一時転用するものです。3番貸人●●、借入サンワコムシステムエンジニアリング株式会社東北支店、大字洲島字五町五反6270-1、田749m²のうち140.12m²、使用目的は工事用仮設用地で2番と同じ一時転用として使用するものです。別添資料1で補足説明させていただきます。番号1番について、別添資料1の8ページ、9ページが今回の申請地で、農地区分は第1種農地と判断します。土地の利用計画図については11ページをお開きいただきまして、一般住宅を建築するための申請です。事業費は全て合わせて●●万円で、全額融資で調達する計画です。融資証明書により確認しております。汚水排水は合併浄化槽で、土地改良区の排水同意を得ております。雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。番号2番について補足説明いたします。別添資料1の14、15ページの部分が今回の申請地なり、農地区分は第1種農地と判断します。報告の議案で説明しました、楽天モバイルの携帯電話基地局の建設工事に関わって、設置工事にかかる作業スペース、車両置場として一時転用するための申請となります。工事期間については、令和3年8月9日までの予定ですが、そのうち基地局設置工事で1日から2日、付帯工事で1日から2日の計画です。農地復元計画については、工事完了後1か月の間で行う予定です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。番号3番について補足説明いたします。こちらも別添資料の20ページ、21ページの部分が今回の申請地となりまして、農地区分は第1種農地と判断します。土地利用計画図については、23ページのとおりで、番号2番と同じく携帯電話基地局の設置工事に係る一時転用のための申請です。工事期間等々も2番と同じですので、現場としては周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

次に現地調査等の結果について議席8番阿部つや子委員より報告願います

委員 阿部 つや子

番号1番について、5月17日、船山委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、吉田地内にある第1種農地の畑であり、一般住宅を建築するための申請です。転用後の造成については、30cmの盛土、30cmの切土を行い、植生による法面の保護を行う計画です。周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。番号2番について、同じく5月17日に船山委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内にある第1種農地の田であり、携帯電話無線基地局の建設工事の工事スペースとして一時転用するための申請です。農地復元計画も整っており、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断します。番号3番について、同じく5月17日に船山委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は洲島地内にある第1種農地の田であり、携帯電話無線基地局の建設工事の工事スペースとして一時転用するための申請です。農地復元計画も整っており、周辺農地への影

響もないため申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第12、議第96号、農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 淀野 拓也

24ページをご覧ください。議第96号、農用地利用集積計画に対する決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定を求める。令和3年5月25日提出、川西町農業委員会会長名。25ページをご覧いただきまして、利用権設定各筆明細について、番号、利用権を設定する者、場所、利用権の設定を受ける者、10a借賃、備考の順に読み上げます。8373番●●、田8, 288m²、●●、●●円の再設定5年。8374番、●●、計田4筆17, 469m²、●●、●●円、再設定3年。8375番●●、計田5筆3, 238m²、●●、●●円の再設定3年。8376番●●、計田3筆5, 619m²、●●、●●円の再設定5年。8377番●●、計田3筆2, 692m²、●●、●●円の再設定10年。8378番●●、計田21筆28, 924m²、畑4筆2, 678m²、●●、田について●●円、畑が●●円の再設定10年です。8379番●●、計田10筆3, 909m²、●●、●●円、再設定10年。8380番●●、計田2筆4, 422m²、●●、●●円、再設定5年。8381番●●、田3, 094m²、●●、●●円、再設定10年。8382番●●、田2, 062m²、●●、●●円の再設定10年。8383番●●、田2, 083m²、●●、●●円の再設定10年。8384番●●、計田15筆36, 059. 85m²、●●、●●円、再設定10年。8385番●●、田2, 923m²、●●、●●円、再設定10年。8386番●●、計田6筆6, 409m²、畑1筆4. 83m²、田が●●円、畑が●●円、再設定10年です。8387番●●、計田4筆4, 145m²、●●、●●円、再設定10年。8388番●●、計田3筆7, 272m²、●●、●●円、再設定10年。8389番●●、計田4筆7, 942. 09m²、●●、●●円、再設定5年。8390番●●、計田3筆15, 567m²、●●、●●円、再設定10年。8391番●●、計田6筆8, 590m²、●●、●●円の再設定5年。8392番●●、計田2筆12, 145m²、●●、●●円、再設定1年。8393番●●、田4, 062m²、●●、●●円、再設定5年。8394番●●、計田3筆16, 121m²、●●、●●円の再設定5年。8395番●●、計田2筆2, 428m²、●●、●●円の再設定5年。8396番●●、計田2筆3, 548m²、●●、●●円の再設定5年。8397番●●、田24, 059m²、●●、●●円の再設定3年。8398番●●、田8, 394m²のうち6, 319m²、●●、●●円の

再設定5年。8399番●●、計田3筆5, 531m²、●●、●●円の再設定5年。8400番●●、計田4筆5, 567m²、●●、田のうち柳沢2筆についてが●●円、両替についてが●●円、再設定5年です。8401番●●、計田2筆4, 292m²、●●、●●円、再設定6年です。8402番●●、計田4筆12, 396m²、●●、●●円の再設定1年。8403番●●、計田3筆8, 578m²、●●、●●円の再設定10年。8404番●●、計田4筆7, 921m²、●●、●●円の再設定10年。8405番●●、計田4筆9, 473m²、●●、●●円の再設定10年。8406番●●、田3, 615m²、●●、●●円の再設定10年。8407番●●、計田6筆8, 838m²、●●、●●円の再設定10年。つづいて34ページが追加となったものですが、8408番●●、計田9筆15, 526m²、●●、10a対価●●万円で離農によるものです。こちら所有権移転の各筆明細となります。以上の内容は、経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしています。以上です。

議長 大沼 藤一

ただ今の件について、質問等を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。本件について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件全件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします
これをもちまして、第16回川西町農業委員会総会を閉会いたします。